

## 看護小規模多機能型居宅介護そまの音 重要事項説明書

作成日 令和 7 年 1 月 1 日

### 第 1. 事業主体概要

事業所	看護小規模多機能型居宅介護そまの音
法人の種類	一般社団法人
代表者名	今村 頼子
所在地	滋賀県甲賀市甲南町深川市場 10 番地 1
法人の理念	高齢者の方が一人ひとり暮らしてきた歴史を重視し、たとえ要介護高齢者になったとしても自立した生活を送れるように支援します。また、今まで築いてきた家族や地域との関係を継続できるように関係者に働きかけます。 医療依存や重度化した要介護高齢者の方に対しても、健康面も不安なく生活ができるように医療との連携を密に行います。

### 第 2. 施設概要

事業所名称	看護小規模多機能型居宅介護そまの音
事業所番号	2 5 9 1 4 0 0 1 5 1
運営方針	住み慣れた地域で生活するために、介護保険法令に従い利用者が健康で自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活並びに医療（主治医との連携）の支援を目的として、通いサービス、宿泊サービス、訪問サービスを柔軟に組み合わせて、サービスを提供します。
定員	登録定員 29 名 通い定員 15 名 宿泊定員 6 名
管理責任者	管理者 中村 しずか
開設年月日	平成 30 年 5 月 7 日
所在地	滋賀県甲賀市甲南町深川市場 10 番 1
電話・FAX 番号	(電話) 0 7 4 8 - 7 0 - 2 5 7 3 (FAX) 0 7 4 8 - 7 0 - 6 3 0 9
交通の便	JR 甲南町下車、徒歩 9 分
建物の概要	構造：木造平屋建て 延床面積：251.69m <sup>2</sup>
居室の概要	居室 6 部屋（個室）
共用施設の概要	玄関ホール、トイレ（4 部屋）、脱衣・洗濯室、浴室、個室（6 部屋）、食堂・機能回復訓練室、台所、洗面所、多目的室
緊急対応方法	主治医、協力医療機関へのすみやかな対応、利用者代理人への連絡を行います。
防災設備 避難設備の概要	消火器、自動火災通報機、自動火災通報機、スプリンクラー

損害賠償責任保険 加入先	損害保険ジャパン日本興亜株式会社
-----------------	------------------

第3. 職員体制（主たる職員）

職委員の職種	員数	常勤		非常勤		その他
		専従	兼務	専従	兼務	
代表者	1人		○			従業員の勤務体制の確保、運営推進会議の運営、市その他の関係機関との連絡調整、職員の資質向上のための研修機会の提供責任を行う。
管理者	1人		○			看護師と兼務 事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
介護支援専門員	1人以上		○			介護職員と兼務 登録者の看護小規模多機能型居宅介護以外の居宅サービスを含めた「居宅サービス計画」の作成、給付管理を行う。
計画作成担当者	1名以上		○			介護職員と兼務 看護小規模多機能型居宅介護の具体的なサービス内容を記した「看護小規模多機能型居宅介護計画」の作成を行う。
看護職員	5人	○	○	○		看護師・准看護師 利用者に対し必要な看護及び支援を行う。利用者の健康管理、主治医の医師との連携にあたる。利用者の希望と様態に応じて、医師の指示のもと、居宅を訪問する。 看護小規模多機能型居宅介護報告書を作成する。
介護職員	5人以上	○	○	○		介護福祉士、介護初任者研修修了者（旧ヘルパー2級）等 利用者に対し必要な介護及び支援を行う。入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活の世話及び機能訓練を行う。利用者の希望と様態に応じて、居宅の訪問をする。

#### 第4. 勤務体制

通いのサービスの時間帯（9時00分～16時00分）の体制	常勤換算で通い利用者3人に対して1人以上
宿泊サービスの時間帯の体制	夜勤1人
訪問介護・看護サービスを担当する者	24時間を通して2人
看護職員	1人以上

#### 第5. 提供するサービス内容

事業者が登録利用者に対して提供する、指定看護小規模多機能型居宅介護は次の通りです。

##### 1. 通いサービス

利用者の希望により、日中時間帯に事業所において通所サービスを提供します。

##### 2. 宿泊サービス

利用者の希望により、事業所において短期間の宿泊サービスを提供します。

##### 3. 訪問看護サービス及び訪問介護サービス

利用者の希望により、利用者の自宅において訪問サービスを提供します。

##### 4. また、訪問サービスを提供しない日などは、電話による安否確認を行います。

##### 5. 通いサービスと宿泊サービスは、事業所において家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行います。

##### 6. 訪問看護サービスは、医療ニーズの高い利用者の居宅に訪問して、主治の医師の指示のもと、医療サービスを提供します。

##### 7. 訪問介護サービスは、利用者の居宅に訪問して、なじみの関係を作るための訪問及び安否の確認など、利用者の希望と様態に応じた訪問介護サービスを提供します。

##### 8. 訪問サービスは、要介護状態の利用者がその有する能力に応じてその居宅において自立した日常生活又は療養生活を営むことができるようにすることを目的とします。

（短期利用居宅介護の内容）

1 事業者は、利用者の状態や利用者の家族等の事情により、居宅介護（介護予防）支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、事業所の介護支援専門員が、事業所の登録者に対する看護小規模多機能型居宅介護等の提供に支障がないと認めた場合に、登録定員の範囲内で、空いている宿泊室等を利用し、短期間の看護小規模多機能型居宅介護等（以下「短期利用居宅介護」という。）を提供します。

2 看護小規模短期利用居宅介護は、事業所の登録者数が登録定員未満であり、かつ、以下の算式において算出した数の範囲内である場合に提供することができます。

（算定式）

事業所の宿泊室の数 × (事業所の登録定員 - 事業所の登録者の数) ÷ 当該事業所の登録定員（小数点第1位以下四捨五入）

3 看護小規模短期利用居宅介護の利用は、あらかじめ7日以内（利用者の日常生活上の世話を行う家族等が疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内）の利用期間を定めます。

- 4 看護小規模短期利用居宅介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護（介護予防）支援事業所の居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画等の内容に沿い、事業所の介護支援専門員が看護小規模多機能型居宅介護計画等を作成することとし、当該看護小規模多機能型居宅介護計画等に従いサービスを提供します。

## 第6. サービス利用の期間

### 1. サービスの利用の始期

- ① 重要事項を説明し、契約締結後、居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画を作成し、同意のうえ、サービスの提供を開始します。

### 2. サービス利用の終期

- ① 介護保険による看護小規模多機能型居宅介護の利用は、要介護認定で要介護1～要介護5に認定された方が利用できます。このため、サービス利用の終期は現在お持ちの介護保険証の有効期間とします。
- ② 更新認定や区分変更認定で、要介護1～要介護5に認定された場合は、利用者より特段の申し出がない限り自動延長します。この場合のサービス利用の終期は、新しい介護保険証の有効期間の終期に読み替えるものとします。

## 第7. サービス利用の終了

### 1. 次の各項に該当した場合は、サービス利用は終了します。

- ① 更新認定や区分変更認定で自立または要支援状態と認定された場合。
- ② 甲賀市より転出した場合。
- ③ 利用者より自動更新しない旨申し出があった場合。
- ④ 指定介護老人福祉施設、指定介護老人保健施設等の介護施設に入所した場合。
- ⑤ 認知症対応型共同生活介護に入居した場合。
- ⑥ 61日間を超えてサービスが未利用となった場合。

## 第8. 居宅サービス計画

### 1 利用者の居宅サービス計画の作成に関する業務は所属の介護支援専門員が担当します。

- ① 居宅サービス計画は、看護小規模多機能型居宅介護のほか、福祉用具寄与サービス等を含めた、介護サービス全般を計画的に提供するものです。
- ② 居宅サービス計画の作成や評価にあたっては、利用者や家族の希望や要望を基に、関係するサービス事業者、主治医などと連携して行います。このため、サービス担当者会議を開催し、サービスの調整を行います。
- ④ 居宅サービス計画は、利用者や家族に内容を説明し、同意を得たうえで居宅サービス計画書を交付して確認を求めます。
- ⑤ 利用者の心身の変化、家族の介護環境の変化、サービス提供時におけるサービス計画の変更の必要などが生じた場合は、居宅サービス計画を変更します。

### 2 事業所は、所属の介護支援専門員に次の業務をさせます。

- ① 利用者や家族の希望により、介護保険の給付に関係する事務や認定に関係する事務代行します。
- ② 利用者や家族の希望により、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。

## 第9. 看護小規模多機能型居宅介護

- 1 利用者の看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務は所属の計画作成担当者が担当します。
  - ① 看護小規模多機能型居宅介護は、居宅サービス計画に基づき、利用者の心身の状況を踏まえて、援助の目標、目標の達成するため「通いサービス」、「宿泊サービス」、「訪問看護サービス」、「訪問介護サービス」や機能訓練などを計画的に提供するほか、地域活動への参加の機会の提供などにより、利用者の多様な活動を確保するものです。
  - ② 看護小規模多機能型居宅介護計画の作成や評価にあたっては、利用者や家族の希望や要望を基に、所属する職員と連携して行います。
  - ③ 看護小規模多機能型居宅介護計画は、利用者や家族に内容を説明し、同意を得たうえで計画が記載された文章を交付して確認を求めます。
  - ④ 利用者の心身の変化、家族の介護環境の変化、サービス提供時における看護小規模多機能型居宅介護計画を変更します。

## 第10. 看護小規模多機能型居宅介護の具体的内容

1. 事業者が提供する看護小規模多機能型居宅介護は、利用者、家族の希望に基づき居宅サービス計画書で位置づけられたサービス内容を、看護小規模多機能型居宅介護計画で決定した援助方法、内容にしたがって行われます。
  - ① 通いサービス

通いサービスは、日中時間帯に利用者が事業所に通所し、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、必要に応じて機能訓練を受けるものです。

    - A) 提供日及び提供時間
    - B) 24時間365日、9時00分～16時00分。

この時間帯の中で相談のうえで利用時間を決定します。但し、利用者、家族の都合による利用時間の短縮や延長には適宜応じるものとします。
  - ② 送迎サービス

通所に係る送迎サービスを提供します。
2. 宿泊サービス

宿泊サービスは、利用者が通いサービスに引き続き事業所に宿泊し、家庭的な環境の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話を受けるものです。

  - ① 提供時間及び提供時間

24時間365日、16時00分～9時00分

(夜間及び深夜の時間帯は、21時~6時までとする)。

### 第1 1. 利用料金

1. 看護小規模多機能型居宅介護は包括的に提供され、要介護状態に応じて定められた金額（省令による報酬額）がサービス提供の費用となります。報酬額は、月単位の包括で利用の多寡にかかわらず一定です。
2. 介護保険利用の場合は、その自己負担割合（1割または2割または3割）に応じた額が、自己負担額になります。
3. 保険給付分（自己負担額を除く金額）は、利用者に代わって事業者が保険者（甲賀市）に請求し受け取ります。（※これを法定代理受理といいます。）
4. 法定受理が適応されない場合は、一旦費用全額をお支払いいただきます。事業者よりサービス提供証明書を発行いたしますので、保険者（甲賀市）に提出して払い戻しを受けることができます。
5. 1割負担か2割負担か3割負担については介護保険負担割合証によりますので、利用にあたっては介護保険負担割合証の提示が必要です。

#### 看護小規模多機能型居宅介護費 介護保険一部自己負担額（1か月につき）

要介護度	自己負担額 (1割)	自己負担額 (2割)	自己負担額 (3割)
要介護1	12,858円	25,716円	38,574円
要介護2	17,990円	35,980円	53,969円
要介護3	25,289円	50,578円	75,867円
要介護4	28,682円	57,365円	86,047円
要介護5	32,444円	64,889円	97,334円

#### 日割（登録機関が1か月に満たない場合）の看護小規模多機能型居宅介護費

##### 介護保険一部自己負担額

要介護度	自己負担額 (1割)	自己負担額 (2割)	自己負担額 (3割)
要介護1	423円	845円	1,268円
要介護2	592円	1,184円	1,776円
要介護3	832円	1,663円	2,495円
要介護4	944円	1,887円	2,830円
要介護5	1,067円	2,134円	3,201円

短期利用の場合（1日あたり）

要介護度	自己負担額 (1割)	自己負担額 (2割)	自己負担額 (3割)
要介護1	590円	1,180円	1,770円
要介護2	659円	1,318円	1,977円
要介護3	730円	1,459円	2,188円
要介護4	799円	1,597円	2,396円
要介護5	867円	1,734円	2,600円

加算減算

加算	要件	自己負担額 (1割)	自己負担額 (2割)	自己負担額 (3割)
① 初期加算	利用開始の日より30日間に限り、または30日間を超える入院後30日間に限り算定。(1日につき)	31円	62円	93円
② 認知症加算Ⅲ	認知症高齢者日常生活自立度Ⅲ以上の利用者に算定。(1か月)	785円	1,570円	2,355円
③ 認知症加算Ⅳ	要介護2で認知症高齢者日常生活自立度Ⅱの利用者に算定。(1か月)	475円	951円	1,426円
④ 退院時共同指導加算	病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中の方が退院するに当たり、退院後の療養について説明した場合、退院後初回の訪問看護サービス時に算定。(退院後1回のみ) (特別な管理が必要な場合(下記①～⑤)は2回のみ)	620円	1,240円	1,860円
⑤ 特別管理加算Ⅰ	厚生労働大臣が定める状態(下記の①)に該当する特別な管理を必要とする利用者に訪問看護サービスを行う場合に算定。	517円	1,033円	1,550円

⑥ 特別管理加算Ⅱ	厚生労働大臣が定める状態(下記)の②～⑤までに該当する特別な管理を必要とする利用者に訪問看護サービスを行う場合に算定。(1か月)	259円	517円	775円
<p>※別に厚生労働大臣が定める状態の内容は次のとおりいずれかに該当する状態。</p> <p>① 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態。</p> <p>② 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態。</p> <p>③ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態。</p> <p>④ 真皮を超える褥瘡の状態。 点滴注射を3日以上行う必要があると認められる状態。</p>				
⑦ 緊急時対応加算	利用者の要請にて緊急に訪問看護サービスを行う場合に算定。(1ヶ月)	800円	1,600円	2,400円
⑧ ターミナルケア加算	利用者の同意にて主治医と連携を取り特定の疾病の利用者にターミナルケアを行った場合に算定。(死亡月1回限り) 算定要件：死亡日及び死亡日前14日以内に2日 (特定の疾病の利用者については1日)以上	2,583円	5,166円	7,749円
⑨ 複合型医療訪問看護減算	主治医の指示により、ガン末期または特定の疾病により医療保険の訪問看護を利用した場合に減算。(1か月につき)	要介護1・2・3 956円 要介護4 1,911円 要介護5 3,010円	要介護1・2・3 1,911円 要介護4 3,822円 要介護5 6,021円	要介護1・2・3 2,867円 要介護4 5,733円 要介護5 9,031円



<p>⑩ 複合型訪問看護 特別指示減算</p>	<p>主治医の特別指示で医療保険の訪問看護を利用した場合に減算。 (1日につき)</p>	<p>要介護1・2・3 31円 要介護4 62円 要介護5 99円</p>	<p>要介護1・2・3 62円 要介護4 124円 要介護5 197円</p>	<p>要介護1・2・3 93円 要介護4 186円 要介護5 295円</p>
<p>⑪ 訪問看護体制減算</p>	<p>次の基準のいずれにも適合する場合に減算(1か月につき) 算定日が属する月の前3か月において。 ① 主治医の意見書に基づいた訪問看護を提供した利用者の割合が30%未満。 ② 緊急時訪問加算を算定した割合が30%未満。 特別管理加算を算定した割合が5%未満。</p>	<p>要介護1・2・3 956円 要介護4 1,911円 要介護5 3,011円</p>	<p>要介護1・2・3 1,911円 要介護4 3,822円 要介護5 6,021円</p>	<p>要介護1・2・3 2,867円 要介護4 5,733円 要介護5 9,031円</p>
<p>⑫ 看護体制強化加算II</p>	<p>次の基準のいずれにも適合する場合に加算。(1か月につき) 算定日が属する月の前3か月において。 ① 主治医の意見書に基づいた訪問看護を提供した利用者の割合が80%以上。 ② 緊急時訪問加算を算定した割合が50%以上。 ③ 特別管理加算を算定した割合が20%以上。</p>	<p>2,583円</p>	<p>5,165円</p>	<p>7,748円</p>

<p>⑬ 総合マネジメント体制強化加算 II</p>	<p>指定看護小規模多機能型居宅介護の質を継続的に管理した場合に加算。(1 か月につき)                  次の基準のいずれにも該当すること。</p> <p>① 利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、看護小規模多機能型居宅介護計画の見直しを行っていること。</p> <p>② 地域の病院、診療所、介護老人保健施設その他の関係施設に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が提供することのできる指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的な内容に関する情報提供を行っていること。</p> <p>③ 利用者の地域における多様な活動が確保されるよう、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加していること。</p>	<p>8 2 6 円</p>	<p>1, 6 5 2 円</p>	<p>2, 4 7 8 円</p>
----------------------------	--	----------------	-------------------	-------------------

⑭ 科学的介護推進体制加算（短期利用除く）	介護情報システム（LIFE）へ、身体、認知症、その他の心身の状況に係る基本的な情報を提出し、そのフィードバックを活用しケアの質を高める取り組みを実施する場合に算定。	41円	82円	126円
⑮ 介護職員処遇改善加算Ⅱ（令和6年6月以降）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護職員処遇改善加算・介護職員特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の1本化。</li> <li>・介護職員の処遇改善、職場定着、スキル向上を総体的に図る事で質の高いサービスを提供すること。</li> </ul>	看護小規模多機能型居宅介護と上記①～⑭の合計単位数に14.6%を加算。		

介護保険給付以外の費用

食事の提供に要する費用	朝食410円、昼食660円、夕食660円、おやつ160円をご負担いただきます。		
宿泊に要する費用	一泊につき2,500円をご負担いただきます。		
洗濯、紙おむつ、紙パンツ、パッドなどを提供した費用	洗濯	1回につき	100円
	紙パンツ	1枚につき	100円
	紙おむつ	1枚につき	100円
	パッド大	1枚につき	100円
	パッド小	1枚につき	50円
日常生活においても通常必要となるものの費用	購入相当の金額をご負担いただきます。		
行事等（利用者の希望により参加した場合）に要した費用	要した費用をご負担いただきます。		
利用者の要望により記録の謄写に要した費用	A4版白黒コピー	1枚につき	10円

通常の事業実施地域以外の利用に係る費用

通常の事業実施地域	甲賀市のうち甲南町、甲賀町、水口町の柏木・綾野・水口・貴生川小学校区とする。
-----------	--

## 支払方法

1ヶ月ごとに利用料金を計算し、翌月10日頃に請求書を発行いたし、27日に金融機関の口座より引き落としとなります。入金を確認されましたら領収書を発行いたします。なお謄写物は現金引換えとします。

## 第12. 個人情報の保護に関する事項

個人情報の保護に関しては、「個人情報の保護に関する法律」、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な個人情報の適切な取扱いのためのガイドラインについて」に基づき厳正に管理します。

個人情報管理者	管理者：中村 しずか
---------	------------

### 個人情報をを用いる具体的な場合

1. 主治医、協力医療機関やサービス提供事業所と提供するサービスに関してサービス担当者会議を持ちますが、ここにおいて利用者の個人情報をこれらの機関に知らせる必要があります。
2. 事業所においてサービスの質の向上のため、ケア検討会議でケア内容の検討を行い、運営推進会議でサービス内容の評価を行いますが、ここにおいて利用者の個人情報をを用いる必要がある場合。
3. 第三者評価機関等、介護保険法で義務付けられた外部評価を受ける際に、利用者の個人情報をを用いる必要がある場合。
4. 甲賀市、滋賀県国保連合会等の指導・監査等に利用者の個人情報をを用いる場合。

## 第13. 協力医療機関

名称：医療法人 今村医院

住所：滋賀県甲賀市甲南町深川 2201 番地

## 第14. 病状等の急変の対応

1. 利用者の病状等に対応したサービス提供を行うために、サービスの利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を通知してください。
2. サービス利用中の病状等の急変に対しては、主治医に相談、受診を行いますが、状況により事業所の協力関係機関又は近医に相談、受診することがあります。
3. 利用者の状態により、事業所の判断で救急要請を行うことがあります。いずれの場合にもご家族に事前に報告、相談いたしますが、やむを得ず事後報告になることがあります。

## 第15. 災害時の対応

1. 利用者が利用中に非常災害が発生した場合、従業員は利用者の避難等適切な措置を講じます。また、気象警告発令中に、利用者を安全にお迎えできない恐れがあります。また利用者を安全にお迎えできない恐れがある場合は、通い利用の中止をお願いすることがあります。利用者をご自宅に安全にお送りできない恐れがある場合は、宿泊サービスの利用をお願いすることがあります。職員が、安全に訪問できない恐れがある場合は訪問サービスの

中止をお願いすることがあります。

2. 管理者は、日常的に具体的な計画を立て、関係機関への通報および連携体制を整備し、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとります。
3. 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等との連携を図り、避難訓練を行います。非常災害等の発生の際に事業を継続することができるように、他の社会福祉施設と連携し、協力することができるように体制を構築するように努めます。

#### 第16. 利用者の人権の擁護・虐待の防止

人権擁護、虐待防止のため、責任者（田中 収人）を置き、法令遵守委員会において違反する事例がないことを審査します。また、事業所の職員に対して、人権擁護・虐待の防止に関する研修を行います。

#### 第17. 事故発生時の対応

- 1 事業所は、利用者に対する事業の提供により事故が発生した場所には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 2 事業所は、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録します。
- 3 事業所は、利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。
- 4 事業者は本事業所において、利用者がその有する能力に応じて可能な限り自立して日常生活を営むことができるよう、介護等を提供することを理念としており、利用者の自立した生活の実現のためには、緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対し、隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動を制限しません。
5. 事業者は、事故が発生しないよう可能な限り配慮しますが、利用者の症状（認知症等）ないし、身体能力によっては居室・廊下等の本施設内ならびに屋外での活動において、転倒・転落・窒息等の事故の発生を完全に防ぐことができません。
6. 利用者およびその家族は事業者の理念および不慮の事故の可能性を十分に理解した上で本契約を締結します。

#### 第18. 暴力団等の排除

1. 事業所を運営する法人の役割及び事業所の管理者その他の従業員は暴力団員ではあってはなりません。事業所は、その運営について、暴力団員の支配は受けません。
2. このため、法人は甲賀市が滋賀県警本部に必要な照会を行うこと、該当する事態になったときは指定の取り消しになっても異議をはさまない旨の契約書と承諾書を甲賀市に提出しています。

第19. 苦情相談機構

事業所苦情窓口	担当者氏名： 田中 収人 (電話) 0748-70-2573
外部苦情申し立て機関	機関名：甲賀市健康福祉部長寿福祉課 (電話) 0748-69-2165  機関名：滋賀県国民健康保険団体連合会 苦情処理担当窓口 (電話) 077-510-6605

令和 年 月 日

私は、本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

(事業者)

事業者（法人名） 一般社団法人ヘルスケア甲賀

事業者（法人）住所 滋賀県甲賀市甲南町深川2201番地

代表者名 代表理事 今村 頼子 印

事業所名 看護小規模多機能型居宅介護そまの音

指定番号 2591400151

事業所住所 滋賀県甲賀市甲南町深川市場10番地1

説明者名 \_\_\_\_\_ 印

私は、本書面に基づいて重要事項の説明を受けたことを確認します。

(利用者)

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

(利用者代理人)

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印